2023年　8月　第3版（販売元記事削除）　　承認番号 22100BZX00929000
2009年　9月18日改訂（第2版）
2006年 11月24日作成（第1版）

機械器具58　整形用器具器械
電動式歯科用インプラント手術器具
JMDNコード:70965002　　管理医療機器

ツイストドリル

【形状・構造及び原理等】

1．材質

（JIS　G4303）ステンレス鋼線

2．形状

コントラアングル用寸法表（単位㎜）

種類	全長	刃部径	刃部長
ツイストドリル#2032	32.0	2.0	10.0
ツイストドリル#2532		2.5	
ツイストドリル#2832		2.8	
ツイストドリル#3232		3.2	
ツイストドリル#2037	37.0	2.0	15.0
ツイストドリル#2537		2.5	
ツイストドリル#2837		2.8	
ツイストドリル#3237		3.2	

【使用目的、効能又は効果】

人工歯根の植立穴をあけるために用いる。

【操作方法又は使用方法等】

上下顎骨に歯槽頂より骨穿削させる成形ドリル。
通法により、ハンドピースに装着し、1,000回転以下で使用する。

【使用上の注意】

1．使用目的以外の用途には使用しないこと。
2．ハンドピースメーカーの指示に従って、バーを確実にチャック内に挿入し、半チャックでないことを確認すること。
3．ハンドピースの振れ又はガタがないことを確認すること。
4．あらかじめ口腔外で回転させ、バーの振れがないことを確認すること。
5．切削の祭に、刃部に付いた切り屑を随時除去すること。
6．切削の際に、過度の力をかけないように注意すること。
7．目の損傷を防ぐために保護めがね等を着用すること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1．高温、多湿、水濡れを避け、汚染しないように保管すること。
2．歯科医療従事者以外が触れないように適切に保管すること。
3．廃棄する場合には、医療用廃棄物として適切に処分すること。

【保守・点検に係る事項】

1．使用後は直ちに生体組織などの付着物を洗い流し、ケミクレーブ又はEOGによる滅菌もしくは薬剤による消毒をすること。
又、滅菌器、消毒剤の使用については、各製造業者の指示に従い正しく使用すること。
2．材料の性質上水分及び薬剤の付着により腐食を生じる場合があるので十分注意すること。
3．本製品の使用前、使用後には、刃部、頚部及び軸部に、傷、曲がり又は、錆などの異常がないことを確認し、異常がある場合には使用しないこと。

【包装】

1本入り／プラスチックケース

【製造販売業者又は**製造業者の氏名又は名称及び住所等**】

製造者　有限会社　バーツール
住　所　〒354-0021
埼玉県富士見市鶴馬3229-6
TEL・FAX　049-255-5355